

一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟  
チーム・役員・選手登録規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第3項の規程に基づき、一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟（以下「この法人」という。）のチーム登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録手続)

第2条 この法人に登録しようとするチームは、この法人所定の登録申請書に第3条2項の添付書類を付して提出しなければならない。

(チームの登録要件)

第3条 この法人に登録しようとするチームは、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 1チーム4人以上
- (2) 1チームに障がい者又は女性又は65歳以上の者を1人以上含む
- 2 前項の登録要件を満たしていることを証するために、第2条の登録申請書と共に、次の書類を添付するものとする。
  - (1) チームメンバーリスト（この法人所定の様式による）
    - ① 代表者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス
    - ② チームメンバーの氏名・年齢・性別・都道府県名・障害の種別、程度
- 3 前項のチームメンバーリストにおいて、代表者として記載された者は、同時に定款第6条第1項第1号の正会員として入会申し込みがあったものとみなし、代表者以外のメンバーとして記載された者は、同時に定款第6条第1項第3号の一般会員として入会申し込みがあったものとみなす。

(登録費)

第4条 1チーム10,000円、役員および選手は1人2,000円する。  
2 登録費は、この法人の所定の方法により納入しなければならない。

(重複登録について)

第5条 選手の登録は、1人1チームまでとする。  
2 チーム役員は、複数のチームに登録できる。ただし、登録料はそれぞれのチーム数分がかかるものとする。

(登録の承認)

第6条 チーム登録の承認は、理事会で行う。

(登録後のチームメンバーの変更)

第7条 チーム登録を受けた後、チームメンバーに変更がある場合、第2条から第4条の規定を準用する。

(強制解除)

第8条 チームが、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によるチーム登録を解除することができる。

- (1) 当該チームのメンバーがこの法人の定款あるいはその他の規則に違反したとき。
- (2) 当該チームのメンバーがこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を

したとき。

(3) 第3条第1項に定める要件を欠いたとき。

- 2 チーム登録を解除するときは、解除を審議する理事会において、当該チームの代表者及び違反をしたメンバーに弁明の機会を与えなければならない。

(任意解除)

第9条 チームは、その代表者が脱会届をこの法人に提出して、任意にチーム登録を解除することができる。

(正会員・一般会員の地位の喪失)

第10条 第8条及び第9条でチーム登録が解除された場合、当該チームに属する正会員及び一般会員は、チームの登録解除と同時に、その地位を喪失する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

この規則は2017年6月10日から施行する。

本規則の改正は2024年2月28日から施行する。

本規則の改正は2026年5月19日から施行する。